

令和 7 年 4 月 1 6 日

市政記者クラブ 様

中村区区政部市民課
担当：坂本(433-2803)

個人番号カードの紛失について

このたび、中村区役所区政部市民課において、下記のとおり個人番号カードの紛失がありましたので、ご報告いたします。

記

1 発覚年月日

令和 7 年 4 月 1 1 日（金）

2 概要

- ・ 3 月 1 2 日（水）、地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）より A さんを含む 3 2 名の個人番号カード（以下、「カード」という。）を受領し、カードの動作確認と記載内容の確認（以下、「交付前設定処理」という。）を実施後、カードを J-LIS から納品された箱に戻し、当該箱を中村区役所市民課書庫（以下、「書庫」という。）内に保管しました。
- ・ 3 月 1 7 日（月）、カードがすべてあることを改めて確認したうえで、カード交付事務を円滑に行えるようにするため、カードを J-LIS から納品された箱から取り出して、誕生月毎に仕分けられた保管箱（以下、「保管箱」という。）に移し替えました。その後、カードを窓口においてお渡しできる状態になった旨を該当者にお知らせする交付通知書を発送しました。
- ・ 4 月 1 1 日（金）、4 月 1 6 日（水）にカード交付を予約している A さんのカード交付準備を開始したところ、A さんのカードがないことが判明しました。
- ・ 事務担当職員に聞き取りをし、事務室内等を搜索しましたが、現在のところ発見にいたっておりません。

3 紛失したカード

- ・ A さんのカード

※カードに記載されている個人情報

氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真

4 対応

- ・ Aさんに対して、事情を説明の上、謝罪しました。

5 原因

- ・ 交付前のカードについて保管状況の確認が不十分であったことによるものです。

6 再発防止策

- ・ 毎日、終業時にカードの保管枚数の確認を徹底します。
- ・ J-LISから納品された箱から保管箱にカードを移す際に、複数人で確認することを徹底します。
- ・ 職員全員に対して個人情報の取扱いに関する注意喚起を改めて行います。

7 カード交付までの流れ

